

1 会議名 宮城県防災会議

2 開催日時 平成27年2月9日(月) 午後1時30分から午後2時15分

3 開催場所 県庁 行政庁舎 2階 講堂

4 出席者 別紙出席者名簿のとおり《傍聴者2名》

5 概要 以下のとおり

(1) 開 会 (危機対策課：寺嶋副参事兼課長補佐 (総括担当))

(2) あいさつ (会長代理：三浦副知事)

(3) 議 題 (議長：三浦副知事)

- ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について
資料1-1, 資料1-2に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
意見なし・了承
- ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について
資料2-1, 資料2-2に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
意見なし・了承

(4) その他

- ① 圏域防災拠点の選定について
資料3に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
- ② 宮城県東日本大震災検証記録について
資料4-1, 資料4-2に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
- ③ 常時観測が必要な宮城県内の火山(蔵王山, 栗駒山)に係る防災対策について
資料5に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
- ④ 避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインについて
資料6-1, 資料6-2に基づき説明(説明者：阿部原子力安全対策課長)
- ⑤ 災害等の発生状況について(平成26年分)
資料7に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)

(5) 閉 会 (危機対策課：寺嶋副参事兼課長補佐 (総括担当))

1 開会

【司会】（寺嶋危機対策課副参事兼課長補佐）

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます。宮城県防災会議事務局 総務部危機対策課副参事兼課長補佐の寺嶋でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

ただいまから宮城県防災会議を開催させていただきます。

なお、本会議は、情報公開条例第19条に基づき、公開することとなっております。また、本日は2名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。

それでは、はじめに、宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、三浦副知事よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（会長代理：三浦副知事）

宮城県の三浦でございます。あいにく会長であります村井知事は、上京中であり出席が叶いません。

私から一言ごあいさつ申し上げます。本日は、委員の皆様方には、大変お寒い中、また、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の防災行政の推進にあたりまして、大変なご尽力、ご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本県に大きな被害をもたらしました東日本大震災から、まもなく4年を経過しようとしております。

沿岸部を中心に、今なお約7万人もの方々が、応急仮設住宅などで大変不自由な暮らしをされているなか、経済活動基盤の回復につきましても、まだまだ課題を抱えた状況にはありますが、こうした中におきましても、防災集団移転事業では9割以上、土地区画整理事業では7割以上の地区で工事に着手することができるなど、復旧・復興への歩みは着実に進んできております。

さて、宮城県の震災復興計画がございますが、平成26年度からの4年間は、再生期に当たります。

この再生期は、復興計画に掲げた復旧にとどまらない抜本的な再構築を進め、創造的な復興を具現化していく重要な時期でありますので、県といたしましては、より一層復興する宮城の姿を、県民の皆様が目に見えるよう、復興への取組を加速させ、スピード感をもって全力で取り組みたいと考えておりまして、創造的な復興に向け、将来を見据えた課題解決にも、果敢にチャレンジして行きたいと考えております。

一方、こうした復興の取組と併せて、引き続き、防災対策をしっかりと進めていく必要があります。自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る減災の考え方を基本に、防災関係機関をはじめ、県民の皆様、事業者の皆様など、それぞれの主体が減災のための備えを実践し、対策を推進していかなければならないと考えております。

このような本県の防災対策の根幹をなしますものが、宮城県地域防災計画でございます。

この計画につきましては、東日本大震災の教訓や、国の防災基本計画の見直しなどを踏まえ、一昨年

度、昨年度と大きく見直しを行ったところでございますが、今年度に入りましてからも、災害対策基本法の改正をはじめとする関係法令の改正などを反映させる形で、各防災関係機関のご協力をいただきながら、昨年度に引き続き修正作業を進め、本日、修正案をお諮りする運びとなったところであります。

本日は、この地域防災計画の修正案のほか、防災に関連する各種のご報告も、申し上げたいと考えております。委員の皆様から、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

結びに、皆様には、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 議題

【司会】（寺嶋危機対策課副参事兼課長補佐）

それでは、議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

（次第に記載の資料一覧から説明）

以上でございます。

資料に不足等がございましたら、お申し付け願います。

（委員の状況確認）

よろしいでしょうか。

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、本日、会長である知事が欠席のため、三浦副知事に議長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、三浦副知事よろしく願います。

【議長】（三浦副知事）それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、議題（1）の宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、事務局から説明願います。

【説明】（山内危機対策課長）

危機対策課長の山内でございます。

それでは、議題（1）宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、ご説明申し上げます。お手元の資料1-1をご覧ください。

なお、地域防災計画には〔原子力災害対策編〕もございますが、今年度は修正を行わないことから、今回の議題は地震・津波・風水害等の3編の修正となっております。

それではまず、1ページをお開き願います。

1 修正の経緯につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災を踏まえまして、国において平成24年と平成25年の2か年度に、災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っているところですが、本県におきましても、皆様ご承知のとおり、平成25年2月と平成26年2月に、宮城県地域防災計画の大幅な修正を

実施しているところでございます。

今年度の動きとしましては、概要図の右3分の1の赤枠の部分になりますが、昨年11月、規模は小さいながらも、災害対策基本法の一部改正及び防災基本計画の修正が行われました。

その他、土砂災害防止法の改正の他、9月には避難勧告等の判断・伝達に関する重要な指針でございます、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが策定されました。

これらの国の動向を背景に、さらには本県の防災施策の動向等も踏まえまして、地域防災計画の修正を行うものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受けて修正作業を進め、修正案の作成、内容の確認等の過程を経まして、1月19日に開催いたしました、防災会議幹事会において計画の修正原案を審議し、承認を得ております。

その上で、本日、地域防災計画の修正案をお示ししているところでございます。

それでは3ページをお開き願います。2 主な修正点についてご説明申し上げます。

地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の資料1-2 新旧対照表のとおりでございますが、小規模とはいえ、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今回ご覧いただいております資料1-1によりまして、今回の修正点を説明させていただきます。

はじめに、地震編、津波編、風水害等編の3編に共通するものを申し上げます。

まず(1) 災害対策基本法の一部改正及び防災基本計画の修正の反映でございますけれども、今回の法改正の内容は、記載しております緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策の1点のみとなっております。

平成26年11月に改正されました、災害対策基本法が根拠規定となりまして、同じく11月に修正が行われた防災基本計画において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令、また、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することが可能となりました。

このことを踏まえまして、現在の県地域防災計画のうち、第3章の災害応急対策について、該当する箇所を修正及び追加するものでございます。

次に、(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映でございます。

このガイドラインは、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たり、考えておくべき事項を示したものでありますが、国では、平成17年3月に策定した同ガイドラインについて、全面的な見直しを行い、昨年9月に新たなガイドラインを取りまとめて公表したものでございます。

新たなガイドラインにおいて、避難とは災害から命を守る行動であり、従来の避難所への避難といった立ち退き避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保する屋内安全確保も避難行動の一つと位置付けられるなど、避難に関する考え方があらためて整理されました。

このことを踏まえ、避難の原則と避難勧告等の対象とする避難行動について新たに定義を追加するものでございます。

続いて、(3) 県の防災施策の反映でございますが、まず、広域防災拠点の位置付けの明記、圏域防災拠点の選定の反映についてご説明いたします。

現在、県では、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点の整備を図っておりますが、防災拠点の整備及び運用につきましては、県内各市町村と緊密に連携をとりながら進めていく必要がございます。

このため、県では、広域防災拠点、圏域防災拠点、地域防災拠点の3種類を位置付け、相互に連携を図ることといたしまして、この施策の方向性に合わせて、計画の第2章のうち防災拠点等の整備の節について、修正を行うものです。

広域防災拠点は、市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するため、応援部隊や物資の集配送などの広域的な活動拠点として、県が宮城野原地区に整備をするものでございます。

圏域防災拠点は、広域防災拠点及び市町村が設置する地域防災拠点と相互に補完・連携しながら、応援部隊や物資の集配送などの活動拠点として、圏域内の市町村を支援するとともに、必要に応じ他圏域への支援も行う活動拠点を圏域毎に確保するものでございます。

地域防災拠点は、応援部隊の集結場所や物資の集積配送拠点等として、市町村が設置するものでございます。

なお、この圏域防災拠点につきましては、議事のあと、4 その他で改めてご説明申し上げる予定でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

北海道・東北8道県相互応援協定の改正につきましては、全国知事会において、平成24年5月に、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定を更新したことを受けまして、北海道及び新潟県を含む東北8道県において、既存の相互応援協定について見直しを進めまして、昨年10月に改正を行ったものであります。これまでの応援調整道県から、更に役割を拡大してカバー県を各道県ごとに設置すること等の改正内容に合わせまして、必要な箇所について修正を行うものでございます。

日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との新たな協定締結につきましては、災害時に帰宅困難者に対し、飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保するため、以前から同協会との間で協定締結に向けて調整を進めてまいりましたが、昨年8月に、この協会に加盟するセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど企業13社と、本県及び仙台市との間で協定を締結しましたことから、該当の箇所の表現を修正するものでございます。

続きまして、(4) その他として、各種指定公共機関・指定地方公共機関の追加等でございます。

こちらにつきまして、資料1-2の新旧対照表のはじめの部分、1ページから10ページあたりをご覧くださいと大変分かりやすいのですが、地震・津波・風水害等の各編ともに、第1章第2節に防災関係機関の業務大綱がございます。各関係機関毎、災害時に行うべき業務の大綱を掲げているところですが、今回の修正にあたりまして、国が新たに指定した指定公共機関、及び県が新たに指定した指定地方公共機関を追加するのに加えまして、各機関の修正意見をもとに見直しを行っております。

あわせて、これまで機関毎に箇条書きで列挙していたものを、見やすさを考慮いたしまして、表形式に整理をしてございます。

ここまで各編に共通する修正事項の概要を説明申し上げましたが、ここから各編個別の修正事項について、主だったものについて説明してまいります。

5ページをご覧ください。

まず、津波災害対策編に関するものとしては、(5) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映がございました。

標題としては、先に説明しました(2)と同一となっておりますが、このガイドラインでは、水害や土砂災害、高潮など、それぞれの災害の種別に応じて判断・伝達の指針が示されており、中でも津波につきましては、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備情報・避難勧告は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する、との考え方が明示されました。

このことを踏まえまして、県地域防災計画の津波災害対策編におきましては、これまで避難勧告又は避難指示としていた箇所を、避難指示等と改めることにより、津波の際はとにかく避難指示と、より緊急度の高い表現とするものでございます。

続きまして、風水害等災害対策編に関する修正事項を説明いたします。

(6) 土砂災害防止法の一部改正の反映としまして、まず、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表でございます。

昨年8月、広島市北部で豪雨により大規模な土砂災害が発生しておりますが、国では、そういった災害を踏まえまして、昨年11月に土砂災害防止法の一部改正を行ってございます。

この法改正では、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させることを目的に、都道府県に基礎調査の結果の公表が義務付けられたことから、本県の計画にも追加するものでございます。

また、市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示でございますが、避難体制の充実・強化を図るため、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所や避難経路に関する事項等を定めることが規定されました。

このことを踏まえまして、市町村に関する記述を追加するものでございます。

最後になりますが、(7) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映といたしまして、避難勧告等の判断基準の設定等でございます。

先ほど、(5)の津波災害対策編の際に申し上げましたが、このガイドラインにおいては、災害の種類に応じ、避難勧告等の判断基準が分かりやすく設定されてございます。

このことを踏まえ、市町村長が避難勧告等を行う具体的な発令基準、及び伝達方法を設定する際には、このガイドラインを参考とすることについて、記載を追加しているものでございます。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単に説明を申し上げます。

これらの他にも、各防災関係機関の防災業務計画に合わせた記載の見直しや、観光庁が昨年10月策定した訪日外国人旅行者の安全確保のための手引きなど、防災に関する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。

それらの事項につきましては、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部局とも調整を図っ

て精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の説明資料としてお示しをさせていただきます。
議題（１）に関する説明は以上でございますので、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

【議長】（三浦副知事）

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願ひいたします。

（意見無し）

ご質問、ご意見等ないようですので、この議題（１）について諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議無し）

それでは、議題（１）宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議無し）

ありがとうございます。続きまして、議題（２）宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について、事務局の方から説明をお願ひいたします。

【説明】（山内危機対策課長）

続きまして、地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明を申し上げます。お手元の資料２－１をご覧ください。

県地域防災計画は、先ほど説明いたしました地震・津波・風水害等の本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されてございます。

資料編につきましては、昨年度に全面的な見直しを行ったところでございますけれども、今年度においても、各防災関係機関及び県庁内各部局に対し修正の有無を照会し、時点修正などの意見をいただいたものについて、資料２－１の一覧に記載のとおり更新を行うものでございます。

更新する資料の具体的な内容につきましては、お手元の資料２－２に、若干字が小さくなっておりますが、取りまとめてございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、前回の修正以降、１７件の防災協定が締結しており、それらの協定書本文も資料編に追加することとなりますが、内容の重複するものが多いことから、お手元の資料２－２には、抜粋して２つの協定を参考に載せてございます。

後ろの方になりますが、５９ページに大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定、６１ページに災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定書をお付けしてございます。

なお、これ以外の協定も含め、修正後の資料編の全部並びに計画本編の全部につきまして、昨年度と同様、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あて、電子データの形でお送りすることとなっております。

ここで一点お願ひがございまして、こちらの資料編につきましては、ご承知のとおり緊急時の連絡先として、民間団体や個人の携帯電話番号など、取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開をさせていただきます。皆様におかれましては、これまで同様に、内部資料として取り

扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題（２）に関する説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

【議長】（三浦副知事）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

（意見無し）

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。

宮城県地域防災計画の資料編について、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。原案のとおり決定させていただきます。

以上で予定されておりました議事は終了しましたので、進行を事務局の方にお返しいたします。

皆様ご協力ありがとうございました。

【司会】（寺嶋危機対策課副参事兼課長補佐）

続きまして、４ その他についてですが、事務局から５点ほどご報告がありますので、説明をお願いします。

【説明】（山内危機対策課長）

それでは、４ その他の事項につきまして、私の方から４点、報告させていただきます。

まず、最初に（１）圏域防災拠点の選定について、ご説明を申し上げます。お手元の資料３をご覧ください。

まずはじめに、選定の経緯につきましては、県が市町村と連携を目指す圏域毎の防災拠点の選定と、宮城野原地区広域防災拠点の連携のあり方に関連しましては、平成２６年２月県議会で、広域防災拠点整備について市町村と緊密な連携を図りつつ、県民理解のもと、事業の執行に努めること、との附帯意見をいただいていることから、県では、昨年来、市町村や防災関係機関の皆様と十分に連携を図りながら検討を進めてきたところでございます。

次に、２の各拠点の位置付けについてご説明をいたします。

（１）の宮城野原地区広域防災拠点は、平成１６年度に県、県市長会、県町村会の３者で締結した災害時における宮城県市町村相互応援協定に基づき、地域防災拠点等と相互に補完・連携し、迅速かつ円滑な防災活動を支援する活動拠点として、県内に１箇所、開設・運営するものでございます。

（２）の圏域防災拠点は、相互応援協定に基づきまして、県災害対策本部の指示のもと、県が主体となって、被災市町村の防災活動を支援する活動拠点として、圏域毎に開設・運営するものでございます。

（３）の地域防災拠点は、災害時には従来から市町村が設置・運営されているものであり、広域防災拠点や圏域防砂拠点が開設された場合は、連携して対応に当たるものでございます。

３の圏域防災拠点の役割につきましては、先ほどの議題の説明と重複しますが、大規模災害時に、宮城野原地区広域防災拠点と連携し、圏域内の市町村等への応援部隊の活動拠点及び支援物資の集積・配送拠点としての役割のほか、他圏域への支援の拠点としての役割を果たすものでございます。

4の圏域防災拠点の選定結果につきましては、以下に示しております公共施設を圏域防災拠点として使用することについて、平成27年1月8日に決定したものでございます。

この中で、仙南圏域の蔵王町総合運動公園と栗原圏域の栗原市築館総合運動公園につきましては、B&G海洋センターが指定避難所となっておりますことから除外をしてございます。

また、仙南圏域のみ第1順位と第2順位の2つの公共施設を選定してございますが、これは、蔵王町総合運動公園が、仙南圏域の圏域防災拠点として最もふさわしいと考えられるものの、万が一、蔵王山の噴火の際は、蔵王町が地域防災拠点として使用することとしたため、白石高等技術専門学校を第2順位として選定しているものでございます。

選定されたこれらの圏域防災拠点につきましては、県地域防災計画の資料編に裏面のとおりの掲載をすることとしてございます。

5の今後の予定につきましては、平成27年度中を目標に圏域防災拠点の運営体制や資機材等の整備について検討し、決定したいと考えているところでございます。

圏域防災拠点の選定についての報告は以上でございます。

続きまして、(2)の宮城県東日本大震災検証記録誌について、ご説明いたします。

資料4-1をご覧くださいと思います。

この事業は、震災の教訓を後世に残しまして、県民の防災意識の向上を図るとともに、今後の本県の防災対策及び他自治体の災害対応の基礎資料として活用することを目的に、平成24年度から3か年にわたり、発災から概ね1年間の県はもとより、国や地方公共団体、警察、消防、自衛隊、海上保安本部、防災関係機関等の応急・復旧対応の記録や教訓などについて、10章にわたり検証記録誌として取りまとめているものでございます。

なお、昨年度の防災会議においてご説明申し上げましたが、資料4-1に記載しております記録誌の項目中、第1章、第2章、第4章及び第3章のうち、県、市町村、消防機関の初動対応と活動状況につきましては、記録誌の中間報告として既に公表してございます。今年度は最終的な取りまとめとして、警察、自衛隊、海上保安本部、防災関係機関等の初動対応と活動状況や震災を踏まえた教訓と、震災以降に県や市町村などが取り組んでおります防災対策等を取りまとめてございます。

取りまとめにあたりましては、関係機関の皆様方に記録誌の原稿確認などご協力をいただくとともに、防災会議の部会として設置しております東日本大震災検証・記録専門部会における委員の方々からのご意見もいただきながら編集作業を進め、昨年12月に開催した同部会において、記載内容等についてご承認をいただいております。

こうした段階を経まして、資料4-1の上部、中程の記録誌の発行形態にございますように、本冊として1,032ページ、概要版につきましては日本語版が60ページ、概要版に基づき翻訳した英訳版が概ね70ページの冊子として取りまとめました。現在全ての都道府県や市町村等に送付するため、3月末までの発行に向けて、印刷作業を進めてございます。

本日は、資料4-2として記録誌の概要版をお配りしてございますが、概要版は本冊を踏まえまして、内容をコンパクトにまとめたものでございます。

また、装丁のデザインにつきましては、本県の県旗を想起させる緑を用いて作成しており、本冊とも踏襲し、一体感を持たせたものでございます。

なお、本冊、概要版及び英訳版につきましては、印刷物の他、年度末を目処に危機対策課のホームページにもデータの掲載を予定しております。

今後とも、震災の風化防止も含め、記録誌を国内外に広く発信していくとともに、今後の防災対策の基礎資料として活用してまいります。

宮城県東日本大震災検証記録誌についての報告は以上でございます。

続きまして、(3)常時観測が必要な宮城県内の火山(蔵王山、栗駒山)に係る防災対策について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

平成26年9月に発生しました御嶽山の突然の噴火により、多くの尊い人命が失われました。県内には、火山噴火予知連絡会が選定した監視・観測体制の充実が必要な47の火山のうち、蔵王山、栗駒山がございまして、特に蔵王山については、火山性微動が発生するなど火山活動の高まりがみられます。

まず、蔵王山に係る火山防災対策の推進でございますが、現状といたしましては、蔵王山の活動状況は、火山性地震及び火山性微動の発生回数も増加するなど、火山活動の高まりがみられます。

また、蔵王山火山防災マップにつきましては、平成14年3月に作成されている状況でございますが、現在、東北地方整備局様のほうで蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会におきまして、3月末までに新たな噴火シナリオ、ハザードマップ等が策定され、見直しが予想されてございます。

蔵王山に関する今後の火山防災対策の進め方等でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、活動に高まりがみられておりますので、山形県と共同で、蔵王山火山防災連絡会議を昨年10月に設置いたしまして、緊急減災検討委員会において示された被害想定案もベースに、不測の事態に対応するため、当面使用する住民等への速やかな情報伝達手段や入山規制などについて、年度末までに具体的な取組をまとめることとしてございます。

また、年度末には、連絡会議の参加機関に火山の専門家等を加えまして、蔵王山火山防災協議会へ移行することとしてございます。

次に、栗駒山についてですが、現在の活動状況としては、静穏に経過してございまして、噴火の兆候は認められておりません。

また、蔵王山と違い、被害想定もなくハザードマップの作成が進んでいない状況にあります。岩手、秋田、宮城の3県で協議を行い、年度末には、蔵王山同様、火山防災協議会を設立し、平成27年度から防災対策など検討内容の調整を行うこととしております。

常時観測が必要な宮城県内の火山(蔵王山、栗駒山)に係る防災対策についての報告は以上でございます。

ここで、私からの報告事項を1点残しておりますが、一旦原子力安全対策課長のほうに引き継ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

【説明】（阿部原子力安全対策課長）

原子力安全対策課の阿部でございます。まず、1月27日に原子力防災訓練を開催させていただきました件についてですが、多くの機関の皆様にご協力いただき、63機関、約2万人もの訓練を実施できました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、原子力災害時におけます避難計画の作成ガイドラインについて、ご説明をさせていただきます。

まず、お手元に配布しております資料6-1、避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインについて、という概要版に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、(1) ガイドラインについてでございますが、本ガイドラインは、東北電力女川原子力発電所から概ね30km内のUPZを含む、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町において、原子力災害が発生又は発生する恐れがある場合において実施する住民避難の避難計画を、それぞれの市町が作成する際の、基礎的事項を定めたものでございます。

次に2 ガイドラインのポイントでございますが、本ガイドラインにおいては、関係市町が避難計画に盛り込む、広報手段、避難手段と方法、及び避難者支援体制等について、基本的事項を定めたものでございます。

その中で避難先についても定めており、UPZ内に居住する約21万人の避難場所につきまして、避難住民の負担軽減及び避難住民に対する、県及び関係市町による確実な支援実施の観点から、県が調整し、基本的に県内自治体への避難を行うものとし、県内のUPZ外に全員分の避難場所を確保したものでございます。

例えば、女川町につきましては、早期に避難を開始するいわゆるPAZ内の住民を考慮し、なるべく住民の方々が一団となって避難できるよう配慮し、栗原市に避難先を確保したところでございます。

一方で石巻市は、15万人と人数が多いため、避難先は27市町村と多くなってしまいますが、できるだけ避難先自治体を隣接するよう心がけ、面的な繋がりを形成するよう調整いたしました。また、今後、具体的な避難先の選定に当たっては、行政区域毎の避難や、他の地域の避難者と動線が交差しないことなども配慮してございます。

また、東京電力福島第一原発事故を教訓に、原子力災害と一般災害が複合して発生することを念頭とした防災対策も検討いたしました。

まず、大原則といたしまして、人命確保を最優先とすることとしております。

例えば津波発生時など、状況によっては、原子力災害時の対応を行うことにより、生命の危険性が高まる場合もございますことから、あらかじめ行動手順を定めておくよう明記しております。

なお、一般災害等で受入れ側の自治体が大きく被災した際の対応も想定し、受入れ側自治体において避難者の受入れが困難となった場合には、受け入れる余力のある県内自治体又は近隣県に避難先を確保

する仕組みを提示してございます。

その他、避難集合場所、経路及び手段選択の多様化、ガソリン不足を念頭に、普段から自家用車への余裕ある給油の啓発についても定めているところでございます。

次に、現実的な避難手段として自家用車による避難を推奨し、自助、共助、公助の考え方により、まず自力による避難、次に乗り合わせの実施を勧め、自力避難が困難な場合には、バスやヘリコプター等による避難を実施することとしております。

また、避難対象区分毎に避難方法を検討しており、一般住民、児童生徒、在宅の要配慮者、社会福祉施設の通所者及び入所者や病院入院患者毎に避難のケースを想定し、自治体や避難者が取るべき行動を示しております。

なお、要配慮者等の避難の実効性の向上を図るために、関係市町による計画策定後においても、国ワーキングチームの支援を受けながら、関係機関と検討を継続していくこととしております。

最後に、今後の予定でございますが、関係市町が策定する避難計画につきましては、県が設置いたしました避難計画作成ワーキンググループ会議等を通じまして、本ガイドラインを参考としながら、今年度内に避難計画を策定するよう要請しているところでございます。本件については、以上でございます。

【説明】（山内危機対策課長）

それでは最後になります、(5) 災害等の発生状況について、ご説明申し上げます。資料の7をご覧くださいと思います。防災会議規程第9条第2項では、会長は、防災会議の事務を専決処分したときには、次の防災会議に報告しなければならない、と定めておりますことから、報告するものでございます。

防災会議の事務のうち、第9条第1項第1号の災害に関する情報収集につきましては、資料7のとおり、前回の平成26年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計8件、内訳は、風水害8件となっております。

なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、計上してございません。

ちなみに、平成26年度の現在までの0号配備以上の件数は24件で昨年は22件でございますので、平年並みの配備状況となっております。

以上で、その他の報告を終わります。

【司会】（寺嶋危機対策課副参事兼課長補佐）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（意見無し）

よろしいでしょうか、それでは皆様からなにかございますでしょうか。

（意見無し）

よろしいでしょうか、無いようですので、以上をもちまして、宮城県防災会議の一切を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上